

第 90 期
定時株主総会
招集ご通知



開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

大阪市北区梅田3丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 14階 ろうめいかん 浪鳴館

※ 末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件



Anniversary
Thanks to you
Create the Future with you

極東開発工業株式会社

証券コード：7226

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目5番11号

極東開発工業株式会社

取締役社長 布 原 達 也

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kyokuto.com/ir/sokai.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「極東開発工業」又は「コード」に当社証券コード「7226」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記の他、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7226/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

「パソコン」又は「スマートフォン」から当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり（「スマートフォン」の場合は「ログイン用QRコード」を読み取ることにより入力不要）、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（4～5頁）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 14階 浪鳴館

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 1.第90期（自 2024年4月1日
至 2025年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第90期（自 2024年4月1日
至 2025年3月31日） 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いさせていただきます。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効として取り扱いさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当該書面に記載の各書類の他、各ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

事前質問のご案内

第90期定時株主総会において、株主の皆様からの事前のご質問を下記ウェブサイトにて受け付けております。

事前質問受付サイト：<https://links-v.pdcp.jp/7226/2025/kyokuto/>

受付期限：2025年6月20日（金）午後5時30分まで



- ・ログインの際は、ID（株主番号8桁）とパスワード（株主様ご登録の郵便番号7桁）の入力が必要となります。
- ・議決権行使書を投函する場合は、必ずお手元に株主番号をお控えください。

ご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日にご回答させていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

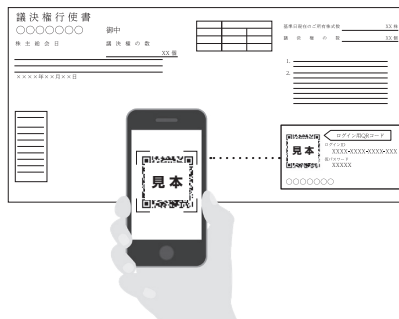
2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や、企業の好調な業績を背景とした設備投資の増加などにより緩やかな回復基調が続いた一方で、継続的な物価高に加え、米国新政権の政策動向による世界経済への影響の懸念等によって、景気は依然として先行きが不透明な状況となっております。

このような状況下、当社グループは2031年3月期（2030年度）を見据えた長期経営ビジョン～Kyokuto Kaihatsu 2030～の実現に向けた第1ステップである中期経営計画（3カ年計画）2022-24～Creating The Future As One～（2022年4月1日～2025年3月31日）の総まとめとして、生産性向上による利益体質の強化や、持続的成長と変革を支える強固な事業基盤の構築など各施策の実行に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度と比較して（以下、前期比）、売上高は12,423百万円（9.7%）増加し140,449百万円となりました。営業利益は前期比1,831百万円（38.0%）増加し6,656百万円、経常利益は前期比1,273百万円（22.7%）増加し6,890百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2,319百万円（66.2%）増加し5,820百万円となりました。

次に連結ベースでのセグメントの概要を前連結会計年度と比較してご説明申し上げます。

【特装車事業】

受注は国内・海外ともに底堅く、好調に推移しました。また継続的に取り組んできた製品価格改定の効果が表れたことや、トラックシャシの供給が徐々に改善してきたこと等に伴う生産性の向上により、売上高・利益共に増加しました。

なお、2025年4月に特装車の一部製品及び特装車向け補修用部品について販売価格の改定を行っております。

国内の取り組みとしては、営業体制の強化とストックビジネスの拡充を目的として、2024年4月に当社東北支店を移転拡張しました。同拠点は直営サービス工場である「エフ・イ・オート 仙台サービスセンター」も併設しております。また2024年12月には、横浜工場で小型リヤダンプトラックボデー自動化ラインが、2025年3月には日本トレクスが本社工場内にて建設しておりましたトレーラ生産用の新工場棟がそれぞれ完成し、生産体制の強化を図りました。

さらに、2024年10月に2t車級回転板式ごみ収集車「パックマン®」（排出板押出式）をフルモデルチェンジしたほか、東京都港区様にBEVシャシ向け電動式ごみ収集車「eパッカー®」の特別仕様車で、日本初となる「eCanter」架装の環境学習用スケルトンパッカー車を納車しました。

今後に向けた成長投資としては、IoT・AI等の新技術をはじめ、カーボンニュートラルに向けた社会的変革に対応する研究開発体制の強化を目的とした当社グループ研究開発拠点（極東開発グループテクニカルセンター）の建設を進めました。

海外事業では、インドのグループ会社であるSATRAC社がチェンナイ市近郊の新工場建設を進めたほか、2024年12月にオーストラリアの特装車メーカーであるSTG Global Holdings Pty Ltdの株式を取得し、グループ化いたしました。今後、各国の多様なニーズに対応した高品質な製品をタイムリーに提供できる体制を構築し、海外事業のさらなる成長・拡大を図ってまいります。

当セグメントの売上高は前期比11,593百万円（10.8%）増加し118,708百万円となりました。営業利益は前期比2,224百万円（90.7%）増加し4,676百万円となりました。

【環境事業】

プラント建設では受注済物件の建設工事と新規物件の受注活動を進めた結果、2024年6月に兵庫県尼崎市様より一般廃棄物処理施設の整備・運営事業を、2024年7月に石川県輪島市と穴水町の1市1町で構成される輪島市穴水町環境衛生施設組合様よりマテリアルリサイクル推進施設の整備工事を、2024年9月に大分県由布市様よりごみ中継施設の整備工事をそれぞれ受注しました。

併せて、メンテナンス・運転受託等のストックビジネスについても引き続き注力しました。

当セグメントの売上高は前期比371百万円（2.7%）増加し14,193百万円となりました。営業利益は前期比127百万円（4.8%）増加し2,772百万円となりました。

【パーキング等事業】

立体駐車装置はリニューアル及びメンテナンス等のストックビジネスに注力し収益の確保を図ったほか、新規物件の積極的な受注活動にも注力しました。

コインパーキングは稼働率の向上と採算性重視の事業展開を進め、売上・利益の確保を図りました。

また新事業である立体駐車装置・コインパーキング向けEV用充電設備設置・充電管理サービス「Charge-mo®（チャージモ）」の展開を進めました。

当セグメントの売上高は前期比487百万円（6.3%）増加し8,187百万円となりました。営業利益は前期比66百万円（8.5%）増加し847百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は8,344百万円でありました。

その主なものは、次のとおりであります。

当社 技術本部	極東開発グループテクニカルセンター建設
当社 横浜工場	小型リヤダンプトラックボデー自動化ライン
当社 サービス本部	新西部パーツセンター建設
日本トレクス株式会社	トレーラ生産用新工場棟建設

主力事業である特装車の生産体制の強化及び合理化を図りました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における主要な資金調達として、当社グループの運転資金に充当するため、既存の取引金融機関より短期借入により15,500百万円を調達いたしました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期 2021年度	第88期 2022年度	第89期 2023年度	第90期 2024年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	116,910	113,089	128,026	140,449
経 常 利 益 (百万円)	7,567	1,187	5,617	6,890
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	14,274	3,580	3,501	5,820
1株当たり当期純利益 (円)	358.35	90.91	91.49	151.74
総 資 産 (百万円)	154,370	158,175	170,417	187,748
純 資 産 (百万円)	113,052	112,005	117,693	117,271

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しています。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

5. 対処すべき課題

我が国経済は、賃上げに伴う所得の改善により緩やかな景気回復が続くものと期待される一方で、物価やエネルギー価格の継続的な上昇や、米国における相互関税による世界的な景気後退の懸念など、今後も予断を許さない状況が続くと見込まれます。

当社グループは、2025年3月期をもって従前の中期経営計画が計画期間満了を迎え、2031年3月期（2030年度）を見据えた長期経営ビジョン～Kyokuto Kaihatsu 2030～の実現に向けた第2ステップとして新中期経営計画（3カ年計画）2025-27 [Creating The Future As One (Ⅱ)]（2025年4月1日～2028年3月31日）を下記のとおり策定いたしました。

【中期経営計画2025-27 [Creating The Future As One (Ⅱ)]】

長期経営ビジョンでは、「サステナブル社会の実現・発展に貢献し業界をリードするグローバルな総合インフラメーカー」を目指しておりますが、その実現に向けた第2ステップとして策定した本計画では、5つの基本方針を定め、確実な計画実行により極東開発グループの基盤確立を図ります。また、これまでの事業活動で得た資金と当中期経営計画の期間において獲得するキャッシュ・フローをメインに効率的調達も含め「成長への積極的投資」と「社会・ステークホルダーへの還元」とのバランスのとれた戦略によって投資・還元のキャッシュアロケーションを最適化し、最重要課題の一つである企業価値のさらなる向上を図ります。

1. 基本方針

- (1) 高付加価値製品・サービスを通じた社会的課題解決と価値創造
- (2) 生産性の向上と利益体質の強化
- (3) 海外事業の成長加速

- (4) サステナビリティ経営の推進による魅力ある企業づくり
 (5) 企業価値向上を実現する資本政策の推進

2. 財務方針

- ・戦略投資：3カ年累計で、成長投資に300億円、新規M&A投資に100億円
- ・株主還元：3カ年累計で、総額150億円以上
 ≪配当≫DOE（株主資本配当率）4%以上の安定的な利益還元

3. 業績目標

	2027年度目標値	【ご参考】長期経営ビジョン
売上高	1,900億円	2,000億円
営業利益率	8%	10%
ROE	8%	10%

4. サステナビリティ目標

	2027年度目標値	【ご参考】長期経営ビジョン
CO ₂ 排出量削減（※1）	2013年度比 △28%	2013年度比 △38%
新環境基準(ゴールドラベル)認証取得率（※3）	100%	100%
生産時の廃棄物リサイクル率（※2）	99%以上	99%以上
役職者(係長級以上)における女性比率（※1）	3%	4%
総労働時間削減	2024年度比 △5%	-
休業災害削減（※2）	休業災害度数率（※4） = 1.16 (2023年度 製造業平均：1.29)	-

（※1）対象：国内グループ会社

（※2）対象：極東開発工業・日本トレクス

（※3）・ゴールドラベル：日本自動車車体工業会の定める認証で、認定要件のひとつに「製品の素材リサイクル率95%」がある。

・対象：極東開発工業・日本トレクスの日本自動車車体工業会 分科会該当の新製品。
 それ以外の製品はゴールドラベル要件に準じる。

（※4）度数率＝(休業者数÷総労働時間)×1,000,000

5. 資本コスト（2025年3月末）

- ・WACC（加重平均資本コスト）：約6%と推定
 （内、株主資本コスト：約7%と推定）

計画達成に向け、前中期経営計画中に実施した過去最大の成長投資及び各種取り組みの果実をベースに、グループ間シナジーをさらに強化することで、財務・非財務の両面で一層の高度化を図ってまいります。

6. 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
特 装 車 事 業	①特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装及び販売、修理並びに同部品の製造、販売 ②トレーラ・トラックボデー等の製造及び販売
環 境 事 業	①環境整備機器及び施設の製造、販売、修理並びに同部品の製造、販売 ②環境整備機器及び施設の運転、管理
パーキング等事業	①立体駐車装置及び設備の製造、据付、販売及び修理 ②駐車場の経営（コインパーキング） ③不動産の賃貸及び管理 ④発電事業及び電気の売買

7. 主要な工場及び営業所

(1) 特装車事業

① 国内生産拠点

横浜工場（神奈川県大和市）、名古屋工場（愛知県小牧市）、三木工場（兵庫県三木市）、福岡工場（福岡県飯塚市）、日本トレクス株式会社 本社工場（愛知県豊川市）、音羽工場（愛知県豊川市）、御津工場（愛知県豊川市）、北陸重機工業株式会社 本社工場（新潟県新潟市）

② 国内営業拠点及びサービス拠点

東京本部（東京都品川区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、北関東支店（埼玉県さいたま市）、中部支店（愛知県小牧市）、関西支店（兵庫県尼崎市）、中国支店（広島県広島市）、九州支店（福岡県福岡市）、株式会社エフ・イ・オート 仙台サービスセンター（宮城県仙台市）、東京サービスセンター（東京都江東区）、横浜サービスセンター（神奈川県横浜市）、名古屋サービスセンター（愛知県名古屋市）、岐阜サービスセンター（岐阜県安八郡安八町）、大阪サービスセンター（大阪府堺市）、姫路サービスセンター（兵庫県姫路市）、日本トレクス株式会社 サービスセンター北海道（北海道石狩市）、サービスセンター中部（愛知県豊川市）、サービスセンター九州（福岡県北九州市）他

③ 海外生産拠点及びサービス拠点

中国・昆山工場（江蘇省昆山市）、中国・佛山工場（広東省佛山市）、インドネシア工場（プルワカルタ市）、インド工場（カルナタカ州）、フィリピン工場（サンバレス州）、オーストラリア工場（クイーンズランド州・ビクトリア州・ニューサウスウェールズ州・西オーストラリア州）

④ 海外部品調達拠点

中国・上海事務所（上海市）

(2) 環境事業

技術部（大阪市中央区）、営業部（東京都品川区）、サービス事業所（北海道札幌市、東京都品川区、愛知県小牧市、兵庫県尼崎市、福岡県飯塚市）他

(3) パーキング等事業

極東開発パーキング株式会社 本社（大阪市中央区）、東京営業所（東京都品川区）、中部営業所（愛知県名古屋市）他

8. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数（名）
特装車事業	2,918
環境事業	455
パーキング等事業	108
合 計	3,481 (前連結会計年度末比244名増)

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
(連結子会社)	百万円	%	
①極東サービスエンジニアリング北海道(株)	10	100	環境整備機器及び施設の運転、修理
②極東サービスエンジニアリング(株)	50	100	環境整備機器及び施設の運転、修理
③(株) エ フ ・ イ ・ イ	50	100	損 害 保 険 代 理 業
④(株) エ フ ・ イ ・ オ ー ト	90	100	特殊自動車の製造、販売及び修理 自動車・建設機械の販売及び中古車販売
⑤極 東 開 発 パ ー キ ン グ (株)	100	100	立体駐車装置の製造、販売及び修理 駐 車 場 の 経 営
⑥日 本 ト レ ク ス (株)	2,011	100	トレーラ・トラックボデー等の製造及び販売
⑦極東開発(昆山)機械有限公司	1,650 万USドル	100	特殊自動車用部品の製造及び販売
⑧振 興 自 動 車 (株)	70	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
⑨北 陸 重 機 工 業 (株)	97	100	鉄道車両、特殊自動車等の製造及び販売
⑩PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia	2,124 万USドル	51	特 殊 自 動 車 の 製 造 及 び 販 売
⑪SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED	1,552 百万インドルピー	100	特 殊 自 動 車 の 製 造 及 び 販 売
⑫Kyokuto Australia Holdings Pty Ltd	51,500 千オーストラリアドル	100	グ ル ー プ 会 社 の 管 理 ・ 運 営
⑬STG Global Holdings Pty Ltd	40,087 千オーストラリアドル	100	特 殊 自 動 車 の 製 造 及 び 販 売
(持分法適用非連結子会社)			
⑭極東特装車貿易(上海)有限公司	95 万USドル	100	特 殊 自 動 車 用 部 品 の 販 売
⑮(株) モ リ プ ラ ン ト	20	100	環境設備プラントの設計、施工及びメンテナンス
⑯(株)エコファシリティ船橋	30	65	リサイクル施設の維持管理、運営
⑰ささしまライブパーキング(株)	100	80	立 体 駐 車 場 の 賃 貸
⑱井 上 自 動 車 工 業 (株)	96	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
(持分法適用関連会社)			
⑲PT. Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia	180 万USドル	49	特 殊 自 動 車 の 販 売
(持分法非適用非連結子会社)			
⑳(株)エコファシリティ西宮	20	100	リサイクル施設の維持管理、運営
㉑(株)九州特殊モータース	10	100	特殊自動車の修理、部品販売
㉒Kyokuto Australia Pty Ltd	100 オーストラリアドル	90	特 殊 自 動 車 の 販 売 及 び 修 理

- (注) 1. ささしまライブパーキング株式会社は当社連結子会社である極東開発パーキング株式会社の子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。
2. 井上自動車工業株式会社は当社連結子会社である日本トレクス株式会社の子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。
3. 株式会社エコファシリティ西宮における持株比率は、当社の保有割合（90%）と当社連結子会社である極東サービスエンジニアリング株式会社の保有割合（10%）を合算しております。
4. PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesiaは2024年10月25日付で増資を行い、資本金が1,560万USドルから2,124万USドルに増加いたしました。
5. SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITEDは2024年6月20日、同年8月21日及び同年9月5日付で増資を行い、資本金が650百万インドルピーから1,552百万インドルピーに増加いたしました。

(3) 企業結合の経過及び成果

- ① 当社の連結子会社は26社、持分法適用会社は6社、持分法非適用会社は4社であります。
- ② 2024年11月7日付でオーストラリアにKyokuto Australia Holdings Pty Ltdを設立いたしました。なお、同社はオーストラリア国内における当社グループ会社の管理・運営を行うための特別目的会社（SPC）で持分100%の連結子会社であります。
- ③ 2024年12月2日付でSTG Global Holdings Pty Ltdの株式を取得しグループ会社といたしました。なお、同社は当社連結子会社であるKyokuto Australia Holdings Pty Ltdの子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。

(4) 提携等の状況

販 売 店 契 約

契 約 先	国 名	契 約 内 容
TRANSCENDENT HEAVY MACHINERY SDN.BHD.	マレーシア	ミキサートラック架装物のマレーシア、ブルネイ、シンガポール国内での販売・アフターサービス・部品供給
ANLIM CO., LTD.	ベトナム	コンクリートポンプ車のベトナム国内での販売・アフターサービス・部品供給
PS Equipment LTD.	ニュージーランド	コンクリートポンプ車、ミキサートラック、ごみ収集車及び一台積車輻運搬車のニュージーランド国内での販売・アフターサービス・部品供給
JIE NENG POWER INDUSTRY CO., LTD.	台 湾	ごみ収集車の台湾地域での販売・アフターサービス・部品供給

技 術 導 入 契 約

契 約 先	国 名	契 約 内 容
株式会社コーンズ・エージー	日 本	バイオガスプラントに関する技術

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と当社子会社である日本トレクス株式会社は、製造する「架装物」の販売をめぐるカルテルを結んでいた疑いがあるとして、2024年11月12日、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。

事実関係につきましては調査中でございますが、当社及び日本トレクス株式会社は、今後も公正取引委員会の検査に全面的に協力してまいります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 170,950,672 株
2. 発行済株式総数 40,150,000 株
3. 株主数 18,336 名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
① 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,531	9.19
② 極東開発共栄会	1,620	4.22
③ 株式会社三井住友銀行	1,600	4.17
④ 株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・株式会社みなと銀行退職給付信託口）	1,498	3.90
⑤ 極東開発従業員持株会	1,182	3.08
⑥ 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,012	2.64
⑦ 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	922	2.40
⑧ 宮原 幾男	814	2.12
⑨ 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・鹿島道路株式会社退職給付信託口）	660	1.72
⑩ 東プレ株式会社	607	1.58

（注）持株比率は、当社が保有する自己株式（1,729,600株）を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることにより、企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額50百万円以内（社外取締役は付与対象外）とする株式報酬制度を導入しております。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分（以下「割当」という。）を受けるものとし、これにより割当を受ける当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の総数は年5万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その譲渡が制限される期間は割当を受けた日より3年間となります。

また、対象取締役が譲渡制限期間満了前に退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得するものといたします。

上記の正当な理由がある場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとし、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものといたします。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役会に交付した株式の合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	8,100株	5名

6. その他株式に関する重要な事項

(譲渡制限付株式としての自己株式の処分)

当社は、2024年7月25日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式としての自己株式の処分を決議し、2024年8月23日に処分いたしました。

- ①処分期日 : 2024年8月23日
- ②処分する株式の種類及び数
 - : 当社普通株式23,300株
- ③処分価格 : 1株につき2,526円
- ④処分総額 : 58,855,800円
- ⑤処分先及び
 - : 当社の取締役(社外取締役を除く) 5名 8,100株
 - その人数 当社の取締役を兼務しない執行役員 13名 9,100株
 - 並びに 当社国内子会社の取締役 15名 5,100株
 - 処分株式の数 当社国内子会社の取締役を兼務しない執行役員 5名 1,000株
- ⑥譲渡制限期間 : 2024年8月23日～2027年8月23日

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

当社は、2024年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分を決議し、2025年2月3日に処分いたしました。

- ①処分期日 : 2025年2月3日
- ②処分する株式の種類及び数
 - : 当社普通株式63,620株
- ③処分価格 : 1株につき2,497円
- ④処分総額 : 158,859,140円
- ⑤割当方法 : 第三者割当の方法による
(割当先) (極東開発従業員持株会 63,620株)
- ⑥譲渡制限期間 : 2025年2月3日～2027年11月30日

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
布 原 達 也	※取 締 役 社 長	社長執行役員 一般社団法人日本自動車車体工業会 副会長
則 光 健 男	※取 締 役 専 務	専務執行役員 管理本部長 海外事業関与 パーキング等事業関与 SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED 取締役
堀 本 昇	取 締 役	常務執行役員 環境事業部長 環境事業関係会社関与 一般社団法人日本環境衛生施設工業会 理事
木 津 輝 幸	取 締 役	常務執行役員 特装事業部長 極東特装車貿易（上海）有限公司 董事長 極東開発(昆山)機械有限公司 董事長 一般社団法人日本自動車車体工業会 理事
市 村 哲 也	取 締 役	執行役員 管理本部財務部長 日本トレクス株式会社 監査役
寺 川 博 之	取 締 役	一般社団法人日本生活文化推進協議会 理事
金 子 啓 子	取 締 役	丸大食品株式会社 社外取締役 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 社外取締役
友 廣 隆 宣	取 締 役	神戸海都法律事務所 パートナー サワイグループホールディングス株式会社 社外監査役
櫻 井 晃	常 勤 監 査 役	
栗 山 裕 章	監 査 役	
藤 原 邦 晃	監 査 役	山陽色素株式会社 社外監査役
浅 田 修 宏	監 査 役	六甲法律事務所 所長 兵庫県行政不服審査会 委員 兵庫県労働委員会 公益委員

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しています。
2. 取締役 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 藤原邦晃、浅田修宏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣及び監査役 藤原邦晃、浅田修宏の5氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
5. 取締役 友廣隆宣及び監査役 浅田修宏の両氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務並びに法律に関する知見を有しております。
6. 監査役 藤原邦晃氏は長年にわたり銀行において金融業務に従事していたため、財務及び経理に関する知見を有しております。
7. 当社は丸大食品株式会社、株式会社池田泉州ホールディングス、株式会社池田泉州銀行、神戸海都法律事務所、サワイグループホールディングス株式会社、山陽色素株式会社、六甲法律事務所との間に重要な取引関係はありません。

8. 当社定款の規定に基づき、当社と取締役 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣及び監査役 藤原邦晃、浅田修宏の5氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象となる 員数（名）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 （うち、社外取締役）	9 （3）	213 （30）	114 （30）	80 （―）	19 （―）
監査役 （うち、社外監査役）	4 （2）	42 （15）	42 （15）	―	―

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等につきましては、取締役会より当社の報酬委員会に諮問の上、同委員会からの答申と提言を踏まえ、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会にて決議を行っております。

同委員会は、取締役会の任意の諮問機関として2019年3月より設置しており、社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、社外取締役3名（委員長含む）にて構成されております。

3. 企業価値向上と報酬の連動をさらに強化するため、以下に掲げる目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として基本報酬に加算し支給することとしております。業績連動報酬等は、短期インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬により構成されており、それぞれの指標は下記に記載のとおりです。

・短期インセンティブ報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結営業利益を業績指標の目標としております。業績目標として連結営業利益を選定した理由は、中期経営計画の基本方針の一つとして「生産性の向上と利益体質の強化」を掲げ、連結営業利益率の目標設定をしたためです。なお、当事業年度における業績指標の目標は2024年3月期の連結営業利益4,825百万円をベースとして設定しております。

短期インセンティブ報酬の額は、終了した事業年度の連結営業利益を、目標値及びその前年度の連結営業利益と対比させることにより算定し、その原案を元に報酬委員会の意見を踏まえ決定しております。

・中長期インセンティブ報酬

当社の中長期的企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブ及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、中期経営計画最終年度に掲げる業績目標の達成のため、以下を業績指標の目標としております。

1) 中期経営計画 業績目標

（2025年3月期連結売上高：1,400億円以上、連結営業利益率：7%以上）

2) 経営効率性・株主価値向上目標

（ROE：6%以上、PBR：1倍以上）

中長期インセンティブ報酬の額は、各指標の達成度に応じて報酬額を決定するマトリクスに基づき、上記2つの指標の達成度に応じて基本給の0～150%の範囲で変動させることにより算定し、その原案を元に報酬委員会の意見を踏まえ決定しております。また、この中長期インセンティブ報酬の指標は中期経営計画ごとに改めて指標を決定することとしております。

4. 取締役が株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることにより、企業価値の持続的な向上を図るため、非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の「5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
5. 上記「非金銭報酬等」の額は、2024年度に費用計上した金額の合計額です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2014年6月26日開催の第79期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいて

おります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第86期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額50百万円以内（社外取締役は付与対象外）とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。当社監査役の報酬等の額は、2008年6月25日開催の第73期定時株主総会において、年額48百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）の原案を報酬委員会に提出の上検討を行い、その意見を尊重して2021年2月25日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

以降の改訂につきましては以下のとおりとなります。

- ・2021年6月25日開催の第86期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の支給が承認可決されたことに伴い、ご承認いただいた内容と整合するよう、同日開催の取締役会において決定方針を改訂いたしました。
- ・2024年1月30日開催の取締役会において、企業価値向上と報酬の連動をさらに強化するため、社外取締役を除く取締役を対象に、基本報酬を縮小し、中長期的な変動報酬である中長期インセンティブ報酬を導入する内容とする2024年度以降の役員報酬制度の見直しを決議したことに伴い、決定方針を改訂いたしました。

②決定方針の内容の概要

[1] 基本方針

当社の取締役の報酬は、中期経営計画に掲げる業績目標の達成及び企業価値の中長期的且つ持続的な向上に対する取締役の貢献意欲向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう業績及び株主利益との連動性を強化した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

[2] 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

[3] 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は短期インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬により構成され、短期インセンティブ報酬は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績目標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて報酬委員会の意見を踏まえ決定する。中長期インセンティブ報酬は当社の中長期的企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブ及び株主各位との一層の価値

共有を進めることを目的として、中期経営計画最終年度に掲げる業績目標の達成のため、中期経営計画の業績目標値及び経営効率性・株主価値向上目標値を業績指標の目標として、各指標の達成度に応じて報酬額を決定するマトリクスに基づき、これら2つの指標の達成度に応じて基本給の0～150%の範囲で変動させることにより算定し、その原案を元に報酬委員会の意見を踏まえ決定する。なお、中長期インセンティブ報酬の指標は中期経営計画ごとに改めて指標を決定する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、その内容、数の算定方法の決定に関する方針、報酬等を与える時期、条件の決定については、当該譲渡制限付株式を付与する際に、当社の業績や環境等を総合的に考慮の上、報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で決議する。

- [4] 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とした報酬水準等を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会（[5]の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の意見を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績目標を100%達成した場合、基本報酬：業績連動報酬等（短期インセンティブ報酬＋中長期インセンティブ報酬）：非金銭報酬等＝42：50：8とする。

- [5] 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の金銭報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の評価配分を権限とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

- ③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその意見を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- (4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長 社長執行役員 布原達也に取締役の個人別の金銭報酬額の具体的内容の決定を委任する旨を決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定を行っております。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役 寺川 博之 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。経営者としての豊富な経験を基に、当該見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしており、当社取締役会において当該見地から積極的に当社の経営上有用な指摘、意見をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会委員及び指名委員会委員長として各委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

② 取締役 金子 啓子 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。長年にわたり法務・情報セキュリティ部門に携わったことによる専門的な知識及び豊富な経験を基に、当該見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしており、当社取締役会において当該見地から積極的に当社の経営上有用な指摘、意見をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会委員長及び指名委員会委員として各委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

③ 取締役 友廣 隆宣 氏

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しました。弁護士としての豊富な経験を基に、法律の見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしており、当社取締役会において当該見地から積極的に当社の経営上有用な指摘、意見をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会委員及び指名委員会委員として各委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

④ 監査役 藤原 邦晃 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席しました。長年の銀行勤務経験から得た金融に関する深い造詣と、経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

⑤ 監査役 浅田 修宏 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席しました。弁護士としての豊富な経験を基に、法律の見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、当連結会計年度において、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

Ⅳ．会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

1．被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び監査役

子会社及び関連会社20社の取締役、執行役員及び監査役

2．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担することとなる損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額

38百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合などは、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役制度を採用し、当社においては社外監査役を含んだ監査役が監査役会を構成し、監査方針等に基づき取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査を通じて取締役の職務執行を調査して、経営の監督機能の充実、強化を図る。
- ② 当社においては毎月1回、取締役会設置子会社においては定期的に取締役会を開催し、取締役の職務執行並びに担当部門の月次若しくは直近期間の業績について取締役会に報告を行う。これにより、取締役会による各取締役の職務執行に対する監督、統制を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 当社においては重要な指名・報酬、多様性等の検討にあたり独立社外取締役の適切な関与がなされるよう、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会及び指名委員会を設置する。両委員

会では取締役会に対し客観的な立場で積極的に提言を行うため、独立社外取締役が過半数を構成し、委員長を務める体制とする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、事業運営会議、その他取締役の職務執行の過程における決定事項及びその進捗管理は、法令・定款及び社内規定に従い、各部門が担当役員の監督の下で、文書又は電子的記録にて保存・管理する。
- ② 監査役会が求めたとき、取締役は当該文書を閲覧に供する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 災害、与信管理、情報管理、品質、環境、法令違反その他当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握しその評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、各部門長は、それぞれの担当部門にリスクマネジメント体制を整備し、内在するリスクを継続的に把握、分析及び評価した上で適切な対策を実施の上、定期的に見直しを行い、必要であれば取締役若しくは取締役会に報告する。
- ② 経営の過程で生じるリスクに対応するため、当社においては「経営危機管理規定」を制定、リスク管理の担当役員を選任し運用の徹底を図る。
- ③ 現実化した危機に直面した場合は、対策本部を設置して情報管理、対応方針の決定などを定め、迅速な事態の収拾と再発の防止を図る。
- ④ 対策本部は、危機の内容、対応策、再発防止策等を当社の取締役会で報告する。

(4) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会設置会社においては、取締役は取締役会及び経営会議において、重要な経営の意思決定を行う。
- ② 執行役員制度採用会社においては、執行役員は取締役会の指示に従い、担当部門・責任区分の中で、経営会議、取締役会で決定された経営方針、事業計画を実行する。
- ③ 当社においては執行役員は事業運営会議を構成し、同会議において各執行役員が事業計画の進捗を報告し、各部門の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進を図る。
- ④ 中期経営計画により、中長期的な会社としての目標を明確化するとともに、半期ごとに全社及び各事業部の予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

(5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 各使用人が企業としての社会的役割、責任を自覚した活動を行うための指針として、倫理規定「極東開発グループ行動綱領」を制定し、サステナビリティ推進部門を通じて使用人への啓蒙活動とコンプライアンスの強化を図る。
- ② 内部監査を実施する組織として、社長の直轄に内部監査部門を設置する。内部監査部門は期毎に定めた監査計画に基づきグループ各部門の業務監査を実施し、その結果は取締役及び監査役に報告する。
- ③ 社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、社内外の環境の変化に伴うリスク及び機会の状況や、特定したマテリアリティについて目標の設定、対策の立案、取組み状況のモニタリングと管理を行い、定期的に取り締めに報告する。また毎年1回、内部監査部門による監

査を行い、取組みの適切性及び妥当性について客観的な評価を行う。

- ④ 当社においては「倫理相談窓口に関する規定」を制定し、社内（内部監査部門長）及び社外（外部弁護士）に、当社及び子会社の使用人が利用可能な内部通報窓口を整備することにより、社内の問題点の発見を促し、その対応と改善を図る。
- ⑤ 顧問弁護士への法律相談、法務担当部門におけるリーガルチェックにより、法令遵守の徹底を図る。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の監査役及び内部監査部門が定期的に子会社とその各部門の業務監査を実施し、その結果は当社及び子会社に報告する。
- (7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社が定める「関係会社規定」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業概要及び決算その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づけ、また必要に応じて関係資料の提出を求める。
 - ② 各子会社の社長は、関係会社社長会において当社の取締役及び監査役が出席のもと、その事業計画の進捗を報告し、各子会社の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進を図る。
- (8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ① 内部監査部門を設置し、その構成員を監査役の職務を補助すべき使用人とし、監査役の指示に従い事務局の業務を併せて担当する。
- (9) 前号の使用人（監査役の補助使用人）の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 内部監査部門の構成員である使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得なければならない。
- (10) 第8号の使用人（監査役の補助使用人）に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 内部監査部門の構成員である使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底を行う。
- (11) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人は会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について監査役会に報告する。
 - ② 当社の取締役及び使用人は監査役に重要な会議への出席を要請し、その会議において懸案事項等を逐次報告する。
- (12) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の取締役、監査役等及び使用人は当社又は子会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について当社の監査役会に報告する。
 - ② 内部監査、法務、人事、財務担当部門等は、定期的に当社の常勤監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ③ 当社及び子会社の内部通報制度の担当部門は、当社及び子会社の役職員からの内部通報の状況について、通報者からの匿名性に必要な処置をした上で、定期的に当社の取締役、監査役及び

取締役会に対して報告する。

(13) 当社の監査役へ報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

(14) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(15) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査部門を構成する使用人以外に、法務、人事、財務担当部門は、監査役会の指示により監査役会の監査の実務の補助を行う。

② 監査役会は監査の実施にあたり、必要と認めるときは弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他専門の外部アドバイザーを登用することができる。

(16) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた体制の構築、整備及び運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

(17) 反社会的勢力排除に係る体制

① 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。これらの勢力や団体からの不当、違法な要求には一切応じないとともに、これら団体とは断固として対決することを基本姿勢とする。この基本姿勢については、「極東開発グループ行動綱領」に明記し、全ての役員並びに従業員に周知徹底を図る。

また、当社が反社会的勢力から要求を受けたときは、担当部署が中心となってその情報収集にあたり、顧問弁護士、警察等と連携をとり、対応を行う。さらに、平素から外部機関や他の企業等と連携して情報交換を行い、反社会的勢力に係る各種リスクの予防・低減に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当連結会計年度において取締役会を13回開催し、取締役の職務執行並びに担当部門の月次若しくは直近期間の業績の報告をはじめ、経営の基本方針や経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

また、同期間に常勤取締役・常勤監査役で構成される経営会議を31回、常勤取締役・常勤監査役・執行役員で構成される事業運営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

なお、代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、社外取締役3名で構成される取締役会の任

意の諮問委員会（社外取締役が委員長）として、役員報酬の決定に関する透明性を確保するため、2019年3月より報酬委員会を、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続に関する透明性を確保するため、2020年2月より指名委員会をそれぞれ設置しており、両委員会より取締役会に対し客観的な立場で積極的に提言を行っております。

これにより、役員報酬の決定につきましては、取締役会が報酬委員会からの提言を踏まえた上で、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会の決議により取締役の報酬の額を決定することとしております。

取締役・監査役、その他経営陣幹部候補の指名につきましては、取締役会が指名委員会からの提言を踏まえた上で、各候補者の経歴、力量、人柄、知見等を十分に検討し、監査役会の同意を経て、株主総会への上程を行うこととしております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、当連結会計年度において、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(2) コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンス並びに、災害及び事故管理等に係るリスクについては、各担当部署においてリスク要因の洗い出し及び共有、対応マニュアルの整備を行っているほか、社長直轄の内部監査部門にて使用人への啓蒙活動を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(3) 当社グループにおける業務の適正化

子会社の営業概況及び決算その他の重要な事項については「関係会社規定」に従い、当社が子会社より適切に報告を受けているほか、監査役は内部監査部門と連携の上、子会社とその各部門の業務監査を定期的を実施しており、当社及び子会社はその結果についての報告を受けております。

(4) 監査役監査

監査役は、当連結会計年度において監査役会を12回開催するとともに、取締役会、経営会議、事業運営会議及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っているほか、取締役会・取締役・内部監査部門・会計監査人等との情報・意見交換を通じて、それぞれとの連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、効果的かつ効率的に監査を行っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合、これに応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、それが不当な目的による企業買収である場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の当然の責務であると考えます。

従いまして大量買付に対しましては当該買付者の事業内容、将来の事業計画並びに過去の投資行動等から当該買付行為又は買付提案が当社の企業価値並びに株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があるものと考えます。

現在のところ不当な目的による大量取得を意図する買付者が存在し具体的な脅威が生じている訳ではなく、またそのような買付者が現れた場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではございませんが、株主の皆様から委任された経営者として、当社株式の取引や株

主の異動状況を注視するとともに有事対応マニュアルを整備し、大量買付を意図する買付者が現れた場合、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、専門家（アドバイザー）を交えて当該買収提案の評価や買付者との交渉を行い、当該買収提案（又は買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう場合は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	96,933	流 動 負 債	52,023
現金及び預金	20,291	支払手形及び買掛金	13,653
受取手形	3,227	電子記録債務	3,548
売掛金	28,172	短期借入金	19,113
契約資産	2,761	1年内返済予定の長期借入金	8
電子記録債権	10,933	未払法人税等	2,665
商品及び製品	2,471	未払消費税等	1,829
仕掛品	15,339	未払費用	5,291
原材料及び貯蔵品	11,052	製品保証引当金	906
前払費用	612	工事損失引当金	465
その他	2,181	役員賞与引当金	47
貸倒引当金	△110	その他	4,494
固 定 資 産	90,814	固 定 負 債	18,453
有形固定資産	61,590	社 債	2,800
建物及び構築物	17,293	長期借入金	7,625
機械装置及び運搬具	9,052	退職給付に係る負債	53
土地	28,249	役員退職慰労引当金	85
建設仮勘定	4,836	繰延税金負債	6,180
その他	2,158	その他	1,708
無形固定資産	10,984	負 債 合 計	70,476
のれん	7,629	(純資産の部)	
顧客関連資産	1,189	株 主 資 本	109,511
その他	2,166	資 本 金	11,899
投資その他の資産	18,239	資 本 剰 余 金	11,880
投資有価証券	15,379	利 益 剰 余 金	87,481
長期貸付金	188	自 己 株 式	△1,749
長期前払費用	239	その他の包括利益累計額	6,594
退職給付に係る資産	1,094	その他有価証券評価差額金	6,228
繰延税金資産	371	為替換算調整勘定	26
その他	1,670	退職給付に係る調整累計額	339
貸倒引当金	△704	非支配株主持分	1,165
資 産 合 計	187,748	純 資 産 合 計	117,271
		負 債 純 資 産 合 計	187,748

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		140,449
売上原価		115,697
売上総利益		24,752
販売費及び一般管理費		18,096
営業利益		6,656
営業外収益		763
受取利息及び配当金	514	
為替差益	13	
雑収入	234	528
営業外費用		
支払利息	181	
持分法による投資損失	50	
雑支出	297	
経常利益		6,890
特別利益		2,417
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	1,907	
特別損失		555
補助金収入	499	
特別損失		
固定資産処分損	35	
固定資産圧縮損	498	
その他の	21	
税金等調整前当期純利益		8,753
法人税、住民税及び事業税	3,032	
法人税等調整額	△148	2,884
当期純利益		5,868
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		5,820

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024 年 4 月 1 日 残高	百万円 11,899	百万円 11,750	百万円 86,719	百万円 △1,836	百万円 108,533
会計方針の変更による 累積的影響額			41		41
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	11,899	11,750	86,760	△1,836	108,574
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△5,100		△5,100
親会社株主に帰属する当期純利益			5,820		5,820
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		129		87	217
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	129	720	86	936
2025 年 3 月 31 日 残高	11,899	11,880	87,481	△1,749	109,511

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
2024 年 4 月 1 日 残高	百万円 7,419	百万円 366	百万円 680	百万円 8,466	百万円 652	百万円 117,652
会計方針の変更による 累積的影響額				－		41
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	7,419	366	680	8,466	652	117,693
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				－		△5,100
親会社株主に帰属する当期純利益				－		5,820
自 己 株 式 の 取 得				－		△1
自 己 株 式 の 処 分				－		217
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△1,190	△339	△340	△1,871	512	△1,358
連結会計年度中の変動額合計	△1,190	△339	△340	△1,871	512	△422
2025 年 3 月 31 日 残高	6,228	26	339	6,594	1,165	117,271

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	52,659	流 動 負 債	23,497
現 金 及 び 預 金	12,993	買 掛 金	4,698
受 取 手 形	2,453	有 償 支 給 に 係 る 負 債	179
電 子 記 録 債 権	8,132	短 期 借 入 金	10,100
売 掛 金	13,179	未 払 法 人 税 等	1,455
契 約 資 産	2,712	未 払 消 費 税 等	832
仕 掛 品	5,610	未 払 費 用	2,625
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,594	製 品 保 証 引 当 金	339
短 期 貸 付 金	3,269	役 員 賞 与 引 当 金	47
そ の 他	1,177	そ の 他	3,219
貸 倒 引 当 金	△2,462	固 定 負 債	16,064
固 定 資 産	76,444	社 債	2,800
有 形 固 定 資 産	40,420	長 期 借 入 金	7,200
建 築 物	10,290	繰 延 税 金 負 債	5,270
構 築 物	677	そ の 他	793
機 械 装 置	3,907	負 債 合 計	39,561
車 両 運 搬 具	244	(純 資 産 の 部)	
土 地	21,159	株 主 資 本	83,762
建 設 仮 勘 定	3,337	資 本 金	11,899
そ の 他	804	資 本 剰 余 金	11,920
無 形 固 定 資 産	224	資 本 準 備 金	11,718
そ の 他	224	そ の 他 資 本 剰 余 金	201
投 資 そ の 他 の 資 産	35,798	利 益 剰 余 金	61,692
投 資 有 価 証 券	12,494	利 益 準 備 金	546
関 係 会 社 株 式	17,196	そ の 他 利 益 剰 余 金	61,145
前 払 年 金 費 用	831	圧 縮 積 立 金	8,048
長 期 貸 付 金	4,564	繰 越 利 益 剰 余 金	53,097
そ の 他	1,412	自 己 株 式	△1,749
貸 倒 引 当 金	△701	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,779
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,779
資 産 合 計	129,103	純 資 産 合 計	89,541
		負 債 純 資 産 合 計	129,103

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		63,705
売上原価		51,533
売上総利益		12,171
販売費及び一般管理費		10,040
営業利益		2,130
営業外収益		2,285
受取利息及び配当金	2,100	
雑収入	184	
営業外費用		637
支払利息	73	
為替差損	331	
貸倒引当金繰入額	16	
雑支出	215	
経常利益		3,778
特別利益		1,976
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1,907	
補助金収入	68	
特別損失		
固定資産処分損	13	
固定資産圧縮損	68	
その他の	13	95
税引前当期純利益		5,659
法人税、住民税及び事業税	1,371	
法人税等調整額	△83	1,288
当期純利益		4,370

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024 年 4 月 1 日 残高	百万円 11,899	百万円 11,718	百万円 71	百万円 11,790
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				－
圧 縮 積 立 金 の 取 崩				－
当 期 純 利 益				－
自 己 株 式 の 取 得				－
自 己 株 式 の 処 分			129	129
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）				－
事業年度中の変動額合計	－	－	129	129
2025 年 3 月 31 日 残高	11,899	11,718	201	11,920

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金				
圧 積 立		縮 金	繰 越 利 益	剰 余 金		
2024 年 4 月 1 日 残高	百万円 546	百万円 8,231	百万円 53,644	百万円 62,421	百万円 △1,836	百万円 84,275
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△5,100	△5,100		△5,100
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△182	182	－		－
当 期 純 利 益			4,370	4,370		4,370
自 己 株 式 の 取 得				－	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分				－	87	217
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）				－		－
事業年度中の変動額合計	－	△182	△546	△729	86	△513
2025 年 3 月 31 日 残高	546	8,048	53,097	61,692	△1,749	83,762

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024 年 4 月 1 日 残高	百万円 7,198	百万円 7,198	百万円 91,474
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		－	△5,100
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－	－
当 期 純 利 益		－	4,370
自 己 株 式 の 取 得		－	△1
自 己 株 式 の 処 分		－	217
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）	△1,418	△1,418	△1,418
事業年度中の変動額合計	△1,418	△1,418	△1,932
2025 年 3 月 31 日 残高	5,779	5,779	89,541

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 洲崎篤史

公認会計士 宇野佐世

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東開発工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東開発工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 洲崎篤史

公認会計士 宇野佐世

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東開発工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の公正取引委員会による立入検査を受けた件につきましては、監査役会として引き続き今後の推移及び当社の対応を注視してまいります。

2025年5月14日

極東開発工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 櫻井 晃 ㊞

監査役 栗山 裕章 ㊞

監査役 藤原 邦晃 ㊞

監査役 浅田 修宏 ㊞

(注) 監査役 藤原邦晃及び監査役 浅田修宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第90期の期末配当につきましては、当社の持続的な成長と企業価値向上の両立を主眼として、資本効率を高め自己資本を適切にコントロールしつつ、株主の皆様の満足度も向上させるため、株主還元の強化に継続的に取り組むという当社の方針に鑑みまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

期末配当 当社普通株式 1 株につき83円

配当総額 3,188,893,200円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は前期から71円増額の1株につき158円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 布原達也、則光健男、堀本昇、木津輝幸、市村哲也、寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の8氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役のうち3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であり、引き続き当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	当社における現在の地位	在任年数
1	ぬの ほら たつ や 布原 達也	男性	代表取締役社長 社長執行役員 報酬委員会委員 指名委員会委員	8年
2	のり みつ たけ お 則光 健男	男性	代表取締役専務 専務執行役員 報酬委員会委員 指名委員会委員	8年
3	ほり もと のぼる 堀本 昇	男性	取締役 常務執行役員	6年
4	き づ てる ゆき 木津 輝幸	男性	取締役 常務執行役員	3年
5	いち むら てつ や 市村 哲也	男性	取締役 執行役員	1年
6	てら かわ ひろ ゆき 寺川 博之	男性	社外取締役 報酬委員会委員 指名委員会委員長	3年
7	かね こ けい こ 金子 啓子	女性	社外取締役 報酬委員会委員長 指名委員会委員	3年
8	とも ひろ たか のぶ 友廣 隆宣	男性	社外取締役 報酬委員会委員 指名委員会委員	2年

再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	ぬの はら たつ や 布 原 達 也 (1959年1月21日生) 再任 男性	1982年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社執行役員 当社技術本部副本部長 2015年 4 月 当社技術本部長 2017年 4 月 当社生産本部長 2017年 6 月 当社取締役 2018年 4 月 当社特装事業部長 2019年 6 月 当社常務執行役員 2020年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 当社社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本自動車車体工業会副会長	24,500株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装车開発及び生産部門に携わってまいりました。また、2020年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				
2	のり みつ たけ お 則 光 健 男 (1958年8月15日生) 再任 男性	1982年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員 当社海外推進部長 2017年 4 月 当社海外事業部長 当社海外営業部長 2017年 6 月 当社取締役 2018年 4 月 極東特装车貿易（上海）有限公司董事長 極東開発（昆山）機械有限公司董事長 2019年 6 月 当社常務執行役員 2020年 9 月 SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED 取締役（現任） 2022年 4 月 当社管理本部長（現任） 当社経営企画部長 当社海外事業関与（現任） 当社パーキング等事業関与（現任） 2024年 4 月 当社専務執行役員（現任） 2024年 6 月 当社代表取締役専務（現任）	14,900株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり海外事業部門及び経営企画部門に携わったほか、海外子会社の経営を担った豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
3	ほり もと のぼる 堀 本 昇 (1965年2月28日生) [再任] [男性]	1988年4月 当社入社 2008年4月 当社環境事業部建設部長 2010年4月 当社環境事業部技術部長 2011年4月 当社執行役員 当社環境事業部副事業部長 2013年4月 当社環境事業部営業本部長 当社環境事業部サービス部長 2013年10月 当社環境事業部環境企画室長 2019年4月 当社環境事業部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 当社環境事業関係会社関与（現任） 2022年4月 当社常務執行役員（現任） 2023年4月 当社環境事業部エンジニアリング本部長 (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本環境衛生施設工業会理事	13,600株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり環境事業部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				
4	き づ て る ゆ き 木 津 輝 幸 (1966年1月7日生) [再任] [男性]	1992年11月 当社入社 2016年4月 当社三木工場長 2017年4月 当社横浜工場長 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社生産本部長 2021年4月 当社常務執行役員（現任） 2022年4月 当社特装事業部長（現任） 極東特装車貿易（上海）有限公司董事長 （現任） 極東開発（昆山）機械有限公司董事長 （現任） 2022年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本自動車車体工業会理事	8,200株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車生産部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
5	い ち む ら て つ や 市 村 哲 也 (1972年3月3日生) ☐ 再任 ☐ 男性	2003年 9 月 当社入社 2019年 4 月 当社管理本部財務部長（現任） 2022年 4 月 当社執行役員（現任） 日本トレクス株式会社監査役（現任） 2024年 6 月 当社取締役（現任）	7,300株	なし
	(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり財務部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。			
6	て ら か わ ひ ろ ゆ き 寺 川 博 之 (1956年11月13日生) ☐ 再任 ☐ 男性 ☐ 社外 ☐ 独立	1979年 4 月 阪神電気鉄道株式会社入社 2001年 7 月 同社西梅田経営部長 2005年 7 月 同社梅田事業部長 2007年10月 阪急阪神ビルマネジメント株式会社取締役 同社専務執行役員 2009年 4 月 阪神電気鉄道株式会社取締役 2011年 4 月 同社不動産事業本部副本部長 2013年 4 月 同社常務取締役 2015年 4 月 同社不動産事業本部長 2017年 4 月 同社専務取締役 2017年12月 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 代表取締役会長 2018年 1 月 一般社団法人大阪ビルディング協会理事 2022年 4 月 一般社団法人日本生活文化推進協議会理事 (現任) 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） 当社独立役員（現任）	0株	なし
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 他業種の経営を通じた幅広い知見と、長年にわたる経営者としての豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
7	かね こ けい こ 金 子 啓 子 (1958年11月27日生) 再任女性 社外独立	1981年 4 月 松下電器産業株式会社 (現 パナソニックホールディングス株式会 社) 入社 2007年 4 月 同社情報セキュリティ本部長 2014年 4 月 同社リーガル本部本部長付個人情報保護担当 理事 2014年10月 株式会社ベネッセホールディングス執行役員 同社セキュリティ・コンプライアンス本部長 2016年 6 月 同社情報セキュリティ本部長 2016年11月 情報ネットワーク法学会副理事長 2018年 4 月 大阪経済大学経営学部ビジネス法学科准教授 2019年 6 月 丸大食品株式会社社外取締役 (現任) 同社独立役員 (現任) 2022年 6 月 当社社外取締役 (現任) 当社独立役員 (現任) 2024年 6 月 株式会社池田泉州ホールディングス社外取締 役 (現任) 同社独立役員 (現任) 株式会社池田泉州銀行社外取締役 (現任)	0株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 他業種での経験を通じた幅広い知見と、長年にわたり法務・情報セキュリティ部門に携わったことによる専門的な知識及び豊富な実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、金子啓子氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
8	とも ひろ たか のぶ 友 廣 隆 宣 (1958年10月29日生) 再任 男性 社外 独立	1991年 4 月 弁護士登録 小越・滝澤法律事務所（現 神戸海都法律事 務所）入所 1994年 4 月 神戸海都法律事務所パートナー（現任） 2004年 4 月 兵庫県弁護士会副会長 2016年 4 月 沢井製薬株式会社（現 サワイグループホー ルディングス株式会社）社外監査役（現任） 同社独立役員（現任） 2020年 4 月 兵庫県弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 近畿弁護士会連合会常務理事 2021年 4 月 兵庫県弁護士会常議員会議長 2023年 6 月 当社社外取締役（現任） 当社独立役員（現任）	0株	なし
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と他業種における社外監査役として経営に関与されるなど豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、友廣隆宣氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。				

- (注) 1. 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の3氏は、社外取締役候補者であります。
2. 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の3氏は、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって寺川博之、金子啓子の両氏が3年、友廣隆宣氏が2年となります。
3. 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社定款の規定に基づき、当社と寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の3氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担することとなる損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 本議案につきましては、取締役会より当社の指名委員会に諮問の上、同委員会からの答申と提言を踏まえて、各候補者の経歴、力量、人柄、知見等を十分に検討し、上程を行っております。
- 同委員会は、取締役会の任意の諮問機関として2020年2月より設置しており、社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、社外取締役3名（委員長含む）にて構成されております。
7. 当社は2019年3月より、役員報酬の決定に関する透明性を確保するため取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、社外取締役3名（委員長含む）にて構成されております。

【ご参考】

本定時株主総会終結後の各取締役のスキルマトリックス

スキルマトリックス（各取締役の知識・経験・能力等）

※は社外取締役

	氏 名	布原 達也	則光 健男	堀本 昇	木津 輝幸	市村 哲也	※ 寺川 博之	※ 金子 啓子	※ 友廣 隆宣
取締役が保有するスキル	企業経営・事業戦略	○	○	○	○	○	○	○	
	生産・技術開発	○		○	○				
	営業・マーケティング			○	○		○		
	海外戦略		○		○				
	財務・会計・資本政策	○				○	○		
	法務・ガバナンス		○				○	○	○
	人事労務・ダイバーシティ					○		○	○
	サステナビリティ	○	○	○					
	IT・DX	○	○					○	

- (注) 1. 当社では、中期経営計画や長期経営ビジョンを達成すべく、各取締役の豊富な経験と高い見識を明確化し、取締役会の多様性を確保するためにスキルマトリックスを作成しております。
2. 各取締役が保有するスキルは、これまでの経歴や役職に基づく経験、現職における高度な専門性を基準としており、全ての知見を示すものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内



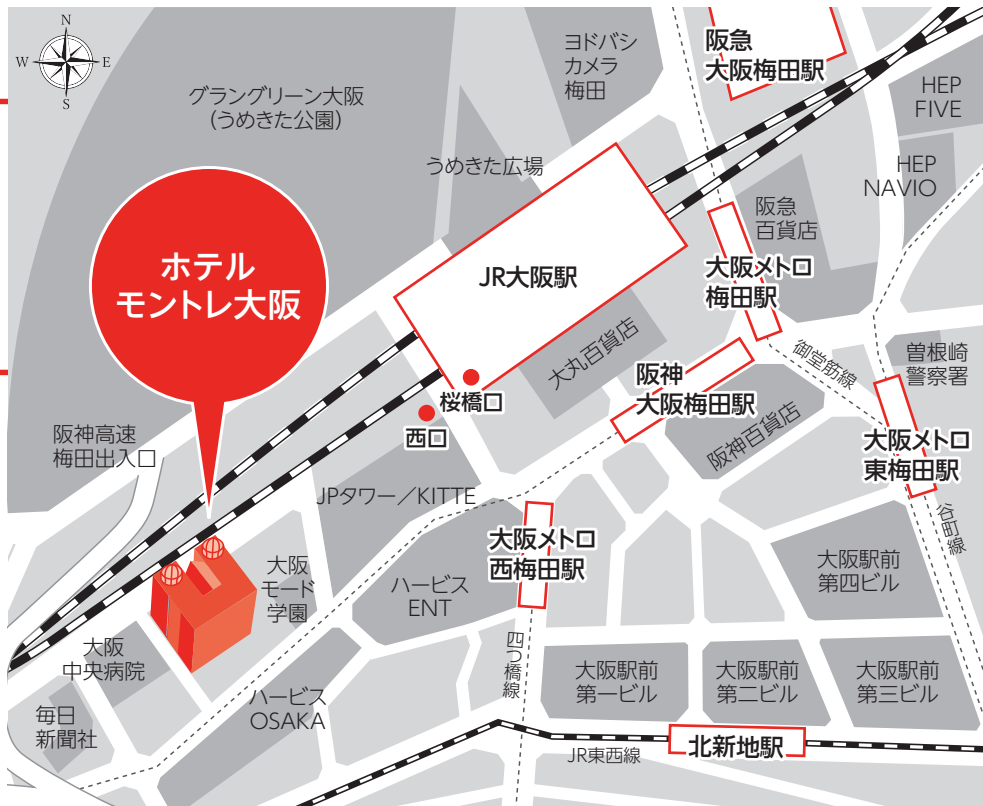
開催日時

2025年
6月27日(金曜日)
午前10時



開催場所

大阪市北区
梅田3丁目3番45号
ホテルモントレ大阪
ろうめいかん
14階 浪鳴館



◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通のご案内

JR

大阪駅 西口より徒歩約**5分**

阪神電車

大阪梅田駅より徒歩約**5分**

大阪メトロ四つ橋線

西梅田駅より徒歩約**5分**

JR東西線

北新地駅より徒歩約**6分**

大阪メトロ御堂筋線

梅田駅より徒歩約**8分**

阪急電鉄

大阪梅田駅より徒歩約**12分**



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

